

◎被災者の皆さんから多く寄せられる相談例

○生活・支援・行政

Q 1 津波で土地の権利証、通帳、生命保険証券、健康保険証などが流されてしまったのですが、権利はなくなるの？預金の払戻や生命保険は受け取れるの？

A 大丈夫です。権利証をなくしても権利はなくなりません。土地の売却も可能です。通帳や保険証券がなくとも、金融機関や保険会社では、払戻や保険金の支払いについて柔軟に対応してもらえると思いますので、金融機関や保険会社に問い合わせをしてみてください。また健康保険証をなくしても、氏名、生年月日等を申し出ることで医療機関を受診することができます（受診する医療機関にお問い合わせ下さい。）

Q 2 お金が無くなったりどこか緊急融資をしてくれるところはないの？

A 生活福祉資金による緊急小口融資で10万円（場合によっては20万円）が借りられます。市町村の社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。ご家族が亡くなられた場合、ご遺族には、「災害弔慰金の給付」もあります。生計維持者が亡くなられた場合は500万、その他の方が亡くなられた場合は250万円が「世帯ごと」に支給されます。

Q 3 自宅が壊れてしまったが、何か受け取れる給付金はあるの？

A 生活再建支援制度で、住宅の被害の程度などに応じて最大300万円の支給があります（住宅が全壊や解体で建設・購入した場合）。市町村にお問い合わせ下さい。

Q 4 車が流されてしまったが、自分で撤去しなければならないの？

A 宮城県では、県が被災車両を、撤去する方針となりました。また他人の車両を勝手に処分すると持主から所有権侵害を主張される可能性があるので、処分せずに県に連絡して対応してもらうのがよいでしょう。

○賃貸借

Q 5 借りている住居が使えなくなったが、家賃はどうなるの？

A 賃借物の使用が客観的に不可能な場合（避難勧告で住めない場合も含む）は、家賃は支払う必要はありません。

Q 6 では、一部損壊の場合には、修理を大家に要求することができるの？修理してくれない場合、賃料を負けてもらうことはできるの？

A 必要な修繕であり、修繕可能であれば、修理を賃貸人に要求することができると思われます。修繕してくれないのであれば、使用収益できない割合に応じて賃料の一部を支払を拒むことができます。

○仕事

Q 7 勤務先が休業することになった、何か補償制度はあるの？

A 事業所が災害で休止して賃金をもらえない場合、実際に離職しなくて失業給付をもらいます。詳しくは宮城労働局（022-299-8834）にお問い合わせ下さい。

Q 8 勤務先から、震災を理由に解雇された。やむを得ないことなの？

A 今回の震災で事業所自体が流された等、事業の継続や再建が困難であれば解雇はやむを得ないでしょう。震災によって資金繰りが苦しくなるという理由であれば、解雇

には、整理解雇4要件（①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③人選合理性、④手続の相当性）が必要です。

○損害賠償

※原則は、以下のとおりですが、まずは話しをしてみましょう。

Q9 家のブロック塀が倒れて隣家を壊してしまったが、賠償しなければならないの？

A 今回の震災は、「不可抗力」として、賠償責任が生じないとされる可能性が高いのですが、周囲の他のブロック塀が壊れていなかつたり、もともと欠陥があつて倒れやすいような塀の場合は、責任が生じる可能性もあります。

Q10 修理のために預けていた車が津波で流されたが賠償してもらえるの？

A 「不可抗力」として、保管責任を問題にして、賠償を求めるることは困難と思われます。

Q11 リース物件が流されたのだが、それでもリース料は支払わなければならないの？

A リース物件の滅失、毀損の場合、通常特約で、ユーザー側が規定損害金を支払うとされているので、規定損害金（＝リース料）を支払わなければならないのが原則です。ただし、リース業者側で保険を掛けてリスク分散をしている場合もあり、損害が軽減される可能性もあるので、あきらめないで、まずはリース業者へ連絡をしてください。

○支払、借金

Q12 住宅ローンが残っている家が津波で流されてしまったが、ローンはどうなるの？

A 残念ながら、住宅ローンはそのまま残ります。ただし、返済については、住宅金融支援機構や金融機関において、返済を猶予してくれたり、金利を引き下げてくれる可能性がありますので、まずは、住宅金融支援機構（電話 0120-086-353）や金融機関に相談してみてください。

※借金が返済できないという相談については、まずは借入先に返済猶予の問い合わせをしてみてください。柔軟に対応してくれる金融機関が多いと思われます。収入がなくて、とても返済が難しいということであれば、債務整理を検討してみてください（法テラスによる弁護士費用援助の制度もあります）。

○保険

Q13 車が津波で壊れてしまったが、保険はでるの？

A 地震・噴火・津波特約がなければでません（ほとんどの方がでません）。

※保険については、保険会社の約款の内容にもよるので、各保険会社にお問い合わせ下さい。

Q14 亡くなった父が生命保険をかけていたか分からぬが、調べる方法はあるの？

A 現在生命保険会社において、生命保険契約の有無の調査を行う制度をつくる準備をしています。生命保険会社にお問い合わせください。

仙台弁護士会では、「弁護士による震災に関する無料電話相談」をやっています。

平日 午前10時から午後4時まで

電話番号 フリーダイアル 0120-216-151

どうぞお気軽にご相談ください。